## ○非常水防基金条例

制 定 昭 34. 3. 26 条例 13 最近改正 昭 44. 12. 19 条例 7

- **第1条** この組合は、この条例の定めるところにより、非常水防費に充てる目的を以って毎年度基金を蓄積する。
- 第2条 次の収入は、これを基金として蓄積する。
  - (1) 基金より生ずる収入
  - (2) 費途の指定がない寄附金
- 第3条 前条のほか、毎年度予算をもってその必要額を蓄積するものとする。
- **第4条** 次の各号の1に該当する年度に於いては、組合議会の議決を経て前2 条の蓄積を停止し、または減少することができる。
  - (1) 組合債を起した年度から其の償還を終るまでの年度
  - (2) 臨時に多額の費用を要する年度
- 第5条 この基金は、郵便貯金、銀行預金、金銭信託、公債証券その他管理者 において確実と認める有価証券又は不動産をもって管理する。
- 第6条 この基金は、組合財政の都合により、組合議会の議決を経て繰戻の方法を定め、組合の会計に繰替運用することができる。但し、同一年度内における一時繰替えについては、管理者限りでこれを為すことができる。
- 2 前項の場合においては、管理者において適当と認める利子を附するものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日に遡ってこれを適用する。

附 則 (昭 39. 3. 19 条例 2)

この改正条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭 44. 12. 19 条例 7)

この条例は、公布の日から施行する。